

議案第 5 9 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年墨田区条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「応じて」を「応じ」に改める。

第 4 条第 1 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

母子及び寡婦福祉法の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。